

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

28 April 2026

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 117

### 「2026年 グローバル データ & サイバー ハンドブック」 発行のお知らせ（英語）

ベーカーマッケンジーでは毎年「グローバル データ & サイバー ハンドブック」をアップデートしています。最新版では、50 を超える法域の最新動向を比較しながら整理し、グローバル規制の全体像を一望できる内容となっています。

本ハンドブックでは以下のテーマを幅広く網羅しています：

- AI に関する主要な規制動向
- 非個人データ・企業データの取り扱いを巡る各国制度
- 規制当局のアプローチや執行動向
- 利用可能な救済措置や罰則
- クロスボーダーデータ移転に対する制限等

以下の画像をクリックしてご覧ください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 117 となる本号では、令和 8 年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」の施行、サウジアラビアにおける不可抗力の最新法制動向等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

日本：令和 8 年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」の施行

#### 2. アジア

サウジアラビア：サウジアラビアにおける不可抗力の最新法制動向

シンガポール：2026 年度予算及び税制改正

フィリピン：フィリピン競争委員会、M&A 取引に係る事前届出義務基準額を引上げ

ベトナム：外国人投資家向けの新たな証券取引規則

#### 3. 欧州

英国：春季財政報告及び春季経済見通しの公表

「2026年金融機関ロードマップ：  
5つの最重要テーマ」  
発行のお知らせ（英語）

本レポートでは、2026年に金融サービス業界を形作る主要トレンド、新たに顕在化するリスク、そして金融機関が今まさに直面する課題について、実務に役立つ視点で整理・解説しています。

2026年の戦略策定に向けた示唆を得るための一助として、以下の画像をクリックしてご覧ください。



## 1. 日本

### 日本

#### 令和8年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」の施行

令和8年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」が2026年3月31日に国会において可決成立し、2026年4月1日から施行された。基本的に2025年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱に記載された内容が法制化されたが、これに加えて2026年1月23日に閣議決定された「グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置」についても立法措置が講じられた。

具体的には法人税法第82条の3第7項において、特定多国籍企業グループの最終親会社等が以下の要件を満たしているとして財務大臣が指定する国を所在地国とする場合には、当該多国籍企業グループ等に属する構成会社等については、国際最低課税額を課さないこととされた。

- ① その国の租税に関する法令において、20%以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。
- ② その国の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又はその会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税を課することとされていること。
- ③ その国の租税に関する法令において、他の会社等の子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合その他の場合において、その子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であって、原則としてその子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。
- ④ その国の租税に関する法令において、会社等の所得に対する租税の額からその国以外の国の租税に関する法令により課される自国内最低課税額に係る税の額を控除することができる規定が設けられていること。

また、法人税法第82条の11第4項においても同様の規定が設けられ、上記の要件を満たすものとして財務大臣が指定する国を最終親会社等とする特定多国籍企業グループに関しては、当該国に係る部分については、国際最低課税残余額を課しないとされた。

2026年3月31日の税制改正法案が可決された同日に財務省告示第89号において、上記の財務大臣が指定する国としてアメリカ合衆国が指定された。これにより、最終親会社等がアメリカである多国籍企業グループに対しては、日本の国際最低課税額に対する法人税及び国際最低課税残余額に対する法人税は課されないこととなった。

アメリカにおいて Global Intangible Low-Taxed Income (GILTI) が適用されていることに鑑みて、グローバル・ミニマムタックス制度からアメリカ多国籍企業を除外する趣旨であると考えられる。ただし、グローバル・ミニマムタックス（国際最低課税額に対する法人税）は国ごとに実効税率を計算し、最低税率（15%）未滿の国に子会社を有する場合には、当該国以外の国の実効税率が最低税率より高くてもグローバル・ミニマムタックスが課されるのに対し、GILTIは実効税率の計算が所謂グローバル・ブレンディングであることから、基本的な構造としては、GILTIの負担の方が少なくなると考えら

## 「2026年リーガルトレンド 最前線」公開（英語）

「2026 Legal Trends to Watch」を  
公開しました。

2026年、企業が直面する主要な法務リスクと機会について、貿易、AI・サイバーセキュリティ、税務、金融、M&A及び雇用といった企業の経営判断に大きく影響する6つの領域を取り上げてご紹介します。

詳細は[こちら](#)。



れる。このことから、公平な国際競争力を担保するという観点から議論が生じる可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### サウジアラビア

#### サウジアラビアにおける不可抗力の最新法制動向

##### 概要

最近の国際情勢及び市場環境の変化を背景として、サウジアラビア法上における不可抗力（Force Majeure）による救済の可否及びその範囲が、大きな関心の対象となっている。サウジアラビア法を準拠法とする契約の当事者は、予見不能な事象が、契約の履行、リスク配分、執行可能性にいかなる影響を及ぼし得るのか、またどの程度まで影響するのかを慎重に検討している。

以下では、サウジアラビア法上の不可抗力の主張に関して重要となる主要な考慮要素を整理するとともに、契約当事者が自らの立場を検討する際に留意すべき実務上の論点について概説する。

##### 詳細

###### 1. 法的枠組み

サウジアラビア法における不可抗力は、従来、契約条項、一般法原則、及びサウジアラビア裁判所が個別事案ごとに適用するシャリーア（Sharia）に基づく法理（Sharia-based doctrines）に依拠して運用されており、救済の成否は、事実関係、事象の性質、及び契約上の義務への影響に大きく左右されてきた。

もっとも、現在では、民事取引法（Civil Transactions Law）第125条において、不可抗力が明文で認められ、成文化されている。同条は、当事者が別途合意しない限り、不可抗力等当事者の支配を超える原因によって生じた損害については、責任を負わない旨を定めている。

もっとも、この法理は依然としてシャリーア原則に基づき解釈・適用される枠組みであり、明示的な不可抗力条項が存在しない場合であっても適用され得る。ただし、不可抗力の成立要件のハードルは高く、立証責任は不可抗力を主張する当事者に課されている。

###### 2. 範囲及び要件

不可抗力についての明確なリストは存在しておらず、裁判所は、当該事象の個別具体的事情を踏まえて判断を行う。実務上、不可抗力が認められるためには、①予期されていない事象であること、②当事者の支配を超える事象であること、③防止又は回避すること、が不可能であり、これらの結果として契約の履行が客観的に不可能となる必要がある。

予見可能性の判断は非常に厳格であり、極めて高い注意力と洞察力を有する合理的な第三者を基準として評価される。裁判所は不可抗力の適用を限定的に解釈しており、単なる履行困難、採算悪化、金銭的損失のみでは足りないとされている。一般に、収益の減少は通常の事業上のリスクの一部と考えられている。

## 「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語）

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支えるITインフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設的设计、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



### 3. 判断要素

理論的に、不可抗力は、支払義務にも適用され得るが、支払い自体が技術的には可能である場合には、「履行不能」という要件を満たすことは困難である。また、不可抗力の判断にあたって、裁判所は、①事象の継続期間、②契約の存続期間又は③当事者間での再交渉等の代替的な解決策が存在していたかという点も併せて考慮する。なお、不可抗力の該当性の判断に際しては、裁判所に広範な裁量が認められている。

### 4. 救済措置

不可抗力が認められた場合の救済措置については、契約の性質及び不可抗力事象の期間に応じて以下のように異なる。

- 不可抗力事象が一時的な期間にとどまる場合  
債務不履行と評価されることなく、履行義務の一時停止が認められる可能性がある
- 不可抗力事象が長期にわたる場合  
履行義務の一時停止に加えて、契約解除が正当化され得る

しかしながら、不可抗力が認められた場合においても、裁判所は、相手方が契約に依拠して損害を被った場合には、補償を命じる可能性がある。また、不当に不可抗力を主張した当事者は、不当解除及びそれに伴う損害賠償責任を負う可能性がある。

### 5. 通知

一般に、不可抗力が発生した場合、合理的期間内に通知を行うべきとされている。もっとも、合理的期間の解釈は事象の性質により異なる。特に、通知が早期になされていれば、相手方が是正措置を講じ、損害を軽減できた可能性がある場合には、裁判所は迅速な通知を要求する傾向にある。このような場合に通知を怠ったことは、不可抗力の主張の妥当性判断にあたって、不利な要素として考慮され得る。

### 6. 関連法理：緊急事態の法理

不可抗力に加えて、裁判所は、シャリーアに基づく緊急事態の法理を適用することがある。この法理は、履行が理論上は可能であるものの、予測不能かつ回避不能な事情により、履行を強制すると異常かつ重大な困難が生じる場合に、契約履行の内容を修正又は免除することを認めるものである。不可抗力とは異なり、この法理は、契約の履行自体は可能であるが、外部的な事情によって契約上の利益を享受することが実質的に妨げられ、契約の衡平が根本的に崩れる場合に適用される。裁判所は、義務の停止、調整、解除について広範な裁量を有するが、救済が認められるのは、困難の程度が通常の実業リスクを明らかに超える場合に限られる。また、結果的に正当化されないと判断された場合には、当該法理を主張した当事者が責任を負うリスクがある。

[最初のページに戻る](#)

## 「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは**弊所人事労務グループ**までご相談ください。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



## シンガポール

### 2026 年度予算及び税制改正<sup>1</sup>

シンガポール政府は、2026 年度予算（以下、「本予算」）において、地政学的緊張の高まり及び技術革新の急速な進展、とりわけ人工知能（の普及）を背景とする国際経済環境の変化に対応しつつ、同国の中長期的な競争力を維持及び強化することを主要な政策目的として掲げている。本予算では、グローバル・ミニマム課税（いわゆる Pillar Two）への対応を明確化するとともに、多国籍企業にとって魅力的なビジネス拠点であり続けるための各種施策が示された。日系多国籍企業においても、今後公表されるガイダンスを踏まえて、実務的影響を慎重に検討する必要がある。

#### 1. グローバル・ミニマム課税への対応

国内トップアップ税（Domestic Top-up Tax）及び多国籍企業トップアップ税（Multinational Enterprise Top-up Tax）を引き続き適用する方針が改めて示された。これらの税制は、2024 年に制定された Multinational Enterprise（Minimum Tax）Act に基づき、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されている。政府は、これにより 2027 年度以降、法人税の収入の増加が見込まれるとしている。

また、2025 年以降に国際的に議論が進展した Side-by-Side パッケージについても、OECD が 2026 年 1 月に公表した内容を踏まえ、同パッケージを国内法令に反映させる可能性が示唆されている。これが実現した場合、一定の条件を満たす多国籍企業グループについては、所得合算ルール（Income Inclusion Rule）の適用が免除されるなど、実務上重要な影響が生じ得る。

#### 2. 投資促進インセンティブの延長及び強化

本予算では、グローバル・ミニマム課税導入後の国際的な投資環境の競争激化を踏まえ、税制優遇に加えて補助金や金融支援を含む投資促進を総合的に強化する方針が示されている。

##### (1) Finance and Treasury Centre（FTC）インセンティブ

FTC インセンティブは、適格とされる事業から生じる所得につき、8%又は10%の法人税率を適用するものであり、従来 2026 年 12 月 31 日までとされていた適用期限が、2031 年 12 月 31 日まで延長される。また、2026 年 2 月 13 日以降に行われる支払について、源泉税の免除の対象となる取引が拡大される。

##### (2) グローバル・トレーダー・プログラム（GTP）

GTP についても、適用期限が 2031 年 12 月 31 日まで延長されるとともに、対象となる取引商品に環境属性証書（Environmental Attribute Certificates）が追加される。

#### 3. 税額控除制度等の拡充

##### (1) AI 関連投資に対する税制優遇

企業イノベーション・スキーム（Enterprise Innovation Scheme）は、2027 年度及び 2028 年度において、対象となる支出に AI 関連支出を追加し、最大 5 万 SGD まで、400%の所得控除又は償却を認める。

<sup>1</sup> 本稿はベーカーマッケンジー シンガポールオフィスの Client Alert の抄訳である。詳細は原文を参照されたい。

## 「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要38法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AIツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスはこちら。



### (2) 法人所得税リベート

2026年度の課税所得に対して、法人所得税額の40%相当のリベートが付与される。一定の雇用要件を満たす企業には、最低1,500 SGDの給付が自動的に行われる。

### (3) 海外展開支援

海外市場進出を支援するための200%所得控除制度（Double Tax Deduction for Internationalization）について、事前承認不要枠の上限引上げ及び対象となる経費の拡充が行われる。

[最初のページに戻る](#)

## フィリピン

### フィリピン競争委員会、M&A取引に係る事前届出義務基準額を引上げ

#### 概要

2026年3月2日付のプレスリリースにおいて、フィリピン競争委員会（以下、「PCC」）は、M&A取引に関する事前届出義務の基準額について、当事者規模基準（size of person test）を85億フィリピンペソから91億フィリピンペソへ、取引規模基準（size of transaction test）を35億フィリピンペソから38億フィリピンペソへ引上げた。

これは、2015年にフィリピン競争法（以下、「PCA」）が制定されて以来、9回目の基準額改定となる。新たな基準額は2026年3月1日から適用される。2026年3月1日以前になされた届出、現在審査中のM&A取引、及び既にPCCが判断を下した取引には影響しない。

#### 1. 推奨される対応

2026年3月1日以降、M&A取引は、当事者規模基準が91億フィリピンペソ、取引規模基準が38億フィリピンペソという新基準を満たす場合、PCCへの事前届出の対象となる。

事前届出義務の基準を満たすM&A取引はPCCに届出を行う必要があり、PCA施行規則及び合併手続規則に定められるとおり、PCCの承認を得るか、又は待機期間が満了するまでは取引を実行してはならない。

#### 2. 詳細

PCA施行規則の下では、M&A取引が当事者規模基準及び取引規模基準の双方を満たす場合、当事者はPCCへの届出を行う義務を負う。

##### ● 当事者規模基準

以下のいずれかに該当する場合、当事者規模基準を満たすものとされる。

(a) 取得者又は被取得者の最終親会社における、フィリピン国内、フィリピン向け又はフィリピンからの年間総売上高、又は

(b) 取得者又は被取得者の最終親会社がフィリピン国内に有する資産の価額が91億フィリピンペソを超える場合。

##### ● 取引規模基準

## 「グローバルグループ再編ガイド」発行

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



取引規模基準は、以下のとおり、M&A取引の類型に応じて判断される。

### ① 資産取得の場合

以下の要件の双方を満たす場合、事前届出が必要となる。

- (a) 取得対象資産がフィリピン国内に所在する場合には当該資産のフィリピン国内における価額、又は取得対象資産がフィリピン国外に所在する場合には取得者のフィリピン国内資産の価額が38億フィリピンペソを超えること、並びに
- (b) 当該資産がフィリピン国内又はフィリピン向けに生み出す売上高が38億フィリピンペソを超えること。

### ② 会社の株式又は非法人組織における持分の取得の場合

以下の要件の双方を満たす場合、事前届出が必要となる。

- (a) 対象会社のフィリピン国内、フィリピン向け又はフィリピンからの資産価額又は総売上高が38億フィリピンペソを超えること、並びに
- (b) 当該取得により、取得者及びその関連会社の議決権株式数又は利益持分が35%超となること、又は、取得前に既に35%超の持分を有している場合には50%超となること。

### ③ ジョイント・ベンチャーの場合

フィリピン国内でジョイント・ベンチャーに結合又は拠出される資産の総価額、又は当該資産からフィリピン国内で生じる総売上高が38億フィリピンペソを超える場合、取得者は事前届出の対象となる。

## ベトナム

### 外国人投資家向けの新たな証券取引規則

#### 概要

2026年2月3日、財務省（MOF）は、証券市場における情報開示に関する通達、上場株式・取引登録株式・ファンド証券・社債・上場カバードワラントの取引に関する通達、及び証券会社の業務を規律する通達を改正する通達 No. 08/2026/TT-BTC（以下、「Circular 08」）を公表した。

Circular 08は、2026年9月までにベトナムのFTSE ラッセルの新興市場への格上げ目標を支援することを目的としており、外国人投資家に関する証券取引所取引規則、外国ファンド運用会社及び外国証券会社向けデュアル口座構造、ノン・プリファンディング（NPF）取引の不履行に対処するための仕組みに関連する主要な改革を導入する。

#### 主なポイント

- 外国人投資家はグローバルブローカーを通じて発注することが可能
- 外国ファンド運用会社及び外国証券会社におけるデュアル口座構造の導入（自己勘定用口座及び顧客取引管理用口座）

#### NPF 取引失敗時の新たな処理メカニズム

当該取引を行ったローカルブローカーは、両ローカルブローカー間の合意に基づき、VSDC（ベトナム証券預託清算機関）に対し、未払株式及び

## 「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



それに付随する権利を、他の証券会社の自己勘定口座へ移転するよう要請できる。

NPF 取引失敗に関する公表義務は廃止され、一定期間、NPF 取引が制限される制裁制度を導入。

### 詳細

#### 外国人投資家によるグローバルブローカー経由の発注

- 技術的には、この改革により、外国人投資家がローカルブローカーに取引口座を開設することなく、グローバルブローカーがローカルブローカーの取引システムへ直接注文を送信することが可能となる。ただし、本規制は比較的新しいものであるため、当局がグローバルブローカーやこれに関連する技術的接続について具体的な要件を課すか否かは現時点では不明である。
- グローバルブローカーは、外国人投資家に代わって発注を行うにあたり、ローカルブローカーとの間で契約を締結しなければならない。
- ローカルブローカーは、直接の顧客に対する場合と同様に、グローバルブローカーに対しても完全かつ正確な情報を提供する責任を負う。
- グローバルブローカー経由で提出された注文を受領する際、ローカルブローカーは、当該注文が契約済みのグローバルブローカーから発出されたものであることを確認し、注文受付に関するすべての情報（日付、時、分）を完全に記録するとともに、注文提出及び注文確認に関する証拠を保存しなければならない。グローバルブローカーも同様に、必要に応じた事後検証のため、外国人投資家の発注に関する完全な記録及び証拠を保管する義務を負う。
- 注文執行後、ローカルブローカーは、サービス契約で合意された方法に従い、速やかに取引結果をグローバルブローカーに通知しなければならない。

#### 外国ファンド運用会社及び外国証券会社におけるデュアル口座構造

- Circular 08 は、外国ファンド運用会社及び外国証券会社が、各ローカルブローカーにおいて2つの証券取引口座を開設できることを明確化・補足している。すなわち、自己勘定による取引に専用の口座、及び、顧客に代わって行う取引を管理するための口座である。

#### NPF 取引失敗時の新たな処理メカニズム

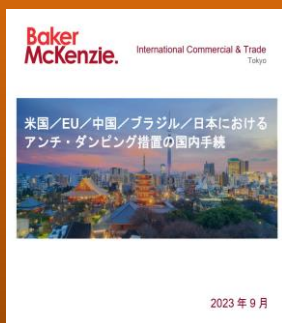
- 外国機関投資家が NPF 株式購入取引において支払義務を履行できなかった場合、当該注文を行ったローカルブローカーは、両ローカルブローカー間の合意に基づき、VSDC（ベトナム証券預託清算機関）に対し、未払株式及びそれに付随する権利を、他の証券会社の自己勘定取引口座へ投資家の口座から移転するよう要請することができる。
- 従来、ローカルブローカーが国家証券委員会（SSC）、証券取引所、VSDC 及び当該ローカルブローカーのウェブサイト上で外国機関投資家の情報を公表することを求めていた制度は廃止された。これに代わり、支払不能が発生した当日に、ローカルブローカーは SSC、ベトナム証券取引所及び VSDC に対して即時報告を行う必要がある。
- 更に、NPF 制度における支払不履行に対応するため、二段階の制裁制度が導入された。

## 「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイド

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 外国機関投資家が支払義務を履行できなかった場合、初回違反後、7営業日連続でNPF買付注文を行うことが停止される。
- 30営業日の期間内に3回の支払不履行が発生した場合、NPF取引停止期間は180営業日連続に延長される。

これらの期間中、外国機関投資家は、いかなる買付注文についても、発注時点で資産管理口座に全額の現金を保有していなければならない、NPF取引制度を利用することはできない。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 欧州

### 英国

#### 春季財政報告及び春季経済見通しの公表

##### 概要

春季財政報告では、増税や政策変更は発表されなかった。もっとも、秋季予算案に続き現在議会で審議中の財政法案に対する改正案が公表され、オフショアインカムゲイン（オフショアファンド<sup>2</sup>の持分の処分により生じる所得）への課税に関して大幅な改正が盛り込まれた。また、相続税及び事業用財産減免（Business Property Relief、以下、「BPR」）に関する規定も盛り込まれている。予算責任局（OBR）による春季経済見通しも公表された。

##### 詳細

3月3日（火）、レイチェル・リーブス財務相は2026年春季財政報告を行った。財政報告は、新たな政策イニシアチブを打ち出すことに主眼を置いていないため、個人向けの新たな増税や目玉となる政策転換の発表はなかった。

もっとも、2024年及び2025年の秋季予算で発表された税制改革は、2026年4月6日に施行される予定である。さらに、財政法案への修正案には、オフショアインカムゲインに対する課税方法等、小規模ながら潜在的に重要な変更がいくつか含まれていた。より広い視点で見ると、予算責任局の春季経済見通しは、依然として脆弱な経済見通しを指摘しており、現在進行中の中東での政治的緊張が、年内にさらなる財政上の決定を迫る可能性があると警告している。

##### 主なポイント

納税者が把握しておくべき、2026年4月6日に施行される主な改正は以下である：

- 相続税におけるBPR及び農業用財産減免（Agricultural Property Relief、以下、「APR」）に対する大幅な改正が施行される。具体的には、両者合わせて250万ポンドを上限とする100%の免税が適用され、それを超える部分には50%の控除が適用される。この上限額は、労働党政権が当初提案していた100万ポンドから引き上げられ

<sup>2</sup> HMRCに対する年次報告の義務がないファンドに限る。そのようなファンド持分の売却益は、キャピタルゲインではなく、オフショアインカムゲインとして課税される。

たものである。配偶者間で未使用控除枠の移転が行われた場合、2人目の死亡時には上限が500万ポンドとなる。

- 英国には「一時的非居住者規定（Temporary Non-Residence Rules）」があり、租税回避のために短期間だけ英国居住者でなくなることで所得税やキャピタルゲイン税を回避する行為を防止している。この規定には、個人が英国非居住者である期間に法人で発生した利益から行われる一部の分配には適用されないという例外規定があった。英国出国後に受け取る事業利益に関連する配当金もその例外規定の適用対象であったが、4月6日からは原則通り一時的非居住者規定が適用される。
- 資産の処分に際し、事業資産処分控除（Business Asset Disposal Relief）又は投資家控除（Investors' Relief）を適用した場合のキャピタルゲイン税率が、14%から18%に引き上げられる。
- 2026年4月6日より、超過累進課税方式の下での配当所得課税における基本税率及び高税率が2%引き上げられる。但し、配当に対する追加税率は39.35%のまま据え置かれる。
- 慈善目的で行われる遺贈に対する相続税の非課税枠が縮小される。慈善目的の信託に対する遺贈は、より厳格になった慈善団体の定義を満たさない限り、非課税の対象外となる。生前における慈善目的の贈与についての同様の改正は、2025年秋季予算案で発表された後、2025年11月26日から既に施行されている。
- 相続税の適用範囲が拡大された結果、英国の農地は、たとえ非英国法人を通じて保有されている場合でも、常に相続税の対象となる。これは、英国の長期居住者ではない者が非英国法人を通じて間接的に所有している場合でもすでに相続税の対象となっている、英国の居住用不動産に対する現行の取り扱いと軌を一にするものである。

春季財政報告及び春季経済見通しの主なポイントは以下の通りである：

- 2026年の国内総生産（GDP）成長率の見通しは1.1%で、2025年の1.5%から低下している。
- 所得税及び国民保険料（NICs）の徴収額は、主に課税基準額閾値の据え置きと堅調な所得成長により、2025/26年度には4,800億ポンド、2030/31年度までに6,000億ポンドに達すると予測されている。
- 2026/27年度から2027/28年度にかけては、一時的な本国送金制度（Temporary Repatriation Facility、以下、「TRF」）及び元非英国居住者に対する特別税率の適用により、所得税収が一時的に増加すると見込まれている。
- 主に所得税、国民保険（NICs）、付加価値税（VAT）及び法人税で構成される総税収は、GDP比で、2024/25年度の34.5%から2030/31年度には38.5%に上昇し、1945年以降で最高水準に達すると予想されている。
- 財政余力は秋季予算案以来、19億ポンド増加した。しかし、これは歴史的な基準からすれば依然としてわずかなものである。特に、OBRの分析が中東における紛争の激化以前に作成されたことを踏まえると、紛争が継続又は激化した場合には財政余力が急速に失われる可能性があり、増税が必要となる恐れがある。

現在議会で審議中の財政法案の修正案の主なポイントは以下の通りである：

- オフショアインカムゲインの取り扱いに関連して、1992年キャピタルゲイン課税法（Taxation of Chargeable Gains Act 1992）の規定を含む、英国の特定の租税回避防止規定の適用対象を一部の信託に変更される。これらの変更は、旧非居住者（non-domicile）税制の終了及び外国所得及び利益（Foreign Income and Gains）に対する居住地ベースの課税制度（通称「FIG制度」）の導入に伴う改正の一環である。この改正は、オフショアインカムゲインについても、TRFを機能させるためである。
- 未使用の年金資金及び大部分の一時金死亡給付金は、年金制度が設立された国又は地域に所在するものとして扱われることになる。その結果、被相続人が英国の長期居住者（LTR：過去20課税年度のうち少なくとも10課税年度にわたり英国の納税居住者であった者と定義される）でない場合、そのような年金資金等は相続税の対象とはならない。この明確化は、現在英国のLTRではない個人、又は将来LTRでなくなる予定であり、かつ英国国外において年金のプランを有する、又は既に有している個人にとって有益である。

## 最後に

結局のところ、2026年春季財政報告自体には、税制に関するサプライズは含まれていなかった。もっとも、財政情勢が依然として過渡期にあるという印象を払拭するに十分なものでもなかった。経済的圧力が依然として変化し続けている中、政府によるさらなる介入の余地や、年末までに追加の税制措置が打ち出される可能性は依然として十分に残されている。

[最初のページに戻る](#)